

第77号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年9月4日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

提案理由

児童クラブ利用手数料の特例を設けるため、蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について専決処分したので、承認を求めるため提案する。

専 決 処 分 書

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年7月30日

蒲郡市長 鈴木 寿 明

理 由

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度の小学校の夏季休業期間が短縮されることに伴い、令和2年8月分の児童クラブ利用手数料の特例を設けるため、蒲郡市手数料条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

蒲郡市手数料条例(昭和29年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(小学校の夏季休業期間の短縮に伴う令和2年8月分の児童クラブ利用手数料の特例)

- 2 令和2年8月分の児童クラブ利用手数料は、別表の規定にかかわらず、児童1人につき5,500円とする。
- 3 令和2年8月の途中で入会し、又は退会する児童の同月分に係る児童クラブ利用手数料は、別表及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 同月の初日から15日までに入会する児童又は同月の16日から末日までに退会する児童 5,500円
 - (2) 同月の初日から15日までに退会する児童 3,500円
 - (3) 同月の16日から末日までに入会する児童 2,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。